

## さいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における特定商業施設の出店等に関し必要な事項を定め、その出店状況を把握するとともに、近隣地区の生活環境を良好に保持することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物で小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。)を行うための店舗の用に供される床面積(以下「店舗面積」という。)の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものをいう。
- (2) 深夜営業 午後10時から翌日の午前6時までの時間帯の営業をいう。
- (3) 近隣住民 特定商業施設の近隣地区(特定商業施設の敷地境界から、概ね50メートルの範囲内で、生活環境に影響を及ぼす範囲をいう。)に居住する者をいう。

### (特定商業施設の新設の届出)

第3条 特定商業施設の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定商業施設となる場合を含む。以下同じ。)しようとする者は、当該特定商業施設の新設の日の3月前までに、特定商業施設新設届出書(様式第1号)に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

### (特定商業施設に係る変更届出)

第4条 前条の規定による届出をした者及び特定商業施設を設置している者は、特定商業施設の届出事項について変更するときは、特定商業施設に係る変更届出書(様式第2号)に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

- 2 前条の規定による届出をした者及び特定商業施設を設置している者は、特定商業施設内の店舗面積の合計を500平方メートル以下又は1,000平方メートル超とするときは、特定商業施設廃止届出書(様式第3号)に必要書類を添付して、市長に届け出るものとする。

### (説明会の開催)

第5条 第3条又は前条第1項の規定による届出をした者で、深夜営業(深夜営業の時間の延長を含む。以下同じ。)を行おうとするものは、届出をした日から2月以内に、近隣住民に対して、届出の内容についての説明会を開催するものとする。

### (深夜営業に係る開始時期)

第6条 第3条及び第4条第1項の規定による届出をした者で、深夜営業を行おうとするものは、前条の規定による説明会を開催した後でなければ、前条に係る深夜営業を行ってはならない。

(説明会の周知方法)

第7条 第5条の規定により説明会を開催する者は、店舗敷地内の見やすい場所に、説明会の要旨を当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに掲示するものとする。

2 前項の方法以外に、特に市が必要と認める場合には、説明会を開催する者と協議の上決定する。

(説明会実施状況報告書の提出)

第8条 第5条の説明会を開催した者は、速やかに特定商業施設に係る説明会実施状況報告書(様式第4号)を、市長に提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

## 特定商業施設新設届出書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
電話

さいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第3条の規定により、下記のとおり  
関係書類を添えて届け出ます。

項 目	内 容			
1 商業施設の名称及び 店舗名称並びに所在地	名 称 所 在 地	(店舗名称 )		
2 商業施設において小 売業を行おうとする者 の住所・氏名	住 所 氏 名 電話番号			
3 商業施設の用途(取 扱商品の種類)				
4 施設の建築竣工計画	着工予定日	令和 年 月 日		
	竣工予定日	令和 年 月 日		
5 開店(予定)年月日	令和 年 月 日(予定)			
6 建物の構造及び規模	敷地面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>
	建物構造	造 階建	店舗面積	m <sup>2</sup>
7 付帯施設				
8 駐車場設置台数及び 駐輪場設置台数	駐車場設置台数	台		
	駐輪場設置台数	台		
9 開店時刻及び閉店時刻	午前 時 分 ~ 午後 時 分			
10 商品搬出入時間帯 及び搬出入車両台数等	搬出入時間帯	午前 時 ~ 午後 時		
	搬出入車両	1日 台 車両の大きさ t車		
添付書類	①付近見取図 ②施設配置図 ③建物平面図及び求積図			

様式第2号(第4条第1項関係)

## 特定商業施設に係る変更届出書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
電話

さいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び店舗名称並びに所在地

2 変更しようとする事項  
(変更前)

(変更後)

3 変更の年月日

4 変更する理由

\* [添付書類]

\* 添付図面 ①付近見取図 ②施設配置図 ③建物平面図

但し、敷地・建物の構造、規模等を変更する場合は、求積図を添付すること。

## [添 付 書 類]

1 商業施設の名称及び店 舗名称	
2 店舗所在地	
3 主として販売する物品 の種類	
4 店舗開店年月日	
5 店舗面積	
6 営業時間	
7 商品搬出入時間帯	
8 駐車場設置台数	
9 駐輪場設置台数	

様式第3号(第4条第2項関係)

## 特定商業施設廃止届出書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
電話

さいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 特定商業施設の名称及び店舗名称並びに所在地
- 2 特定商業施設内の廃止前の店舗面積の合計
- 3 特定商業施設内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 特定商業施設内の店舗面積の合計が500平方メートル以下又は1,000平方メートル超となる日
- 5 変更する理由

\*添付図面 ①付近見取図 ②施設配置図 ③建物平面図及び求積図

様式第4号(第8条関係)

## 特定商業施設に係る説明会実施状況報告書

令和 年 月 日

さいたま市長 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所  
電話

さいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第8条の規定により、下記のとおり報告  
します。

項	目	内	容
	さいたま市特定商業施設の出店等 に関する要綱(第3条/第4条第 1項)の規定による届出日	令和	年 月 日
	特定商業施設の名称及び店舗名称		
	特定商業施設の所在地		
説 明 会 の 内 容	開催日時	令和	年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで
	開催場所		
	説明者		
	出席者		名
	議事の概要		

備 考

- 1 説明会の開催通知(掲示物)を添付すること。
- 2 説明会の説明資料を添付すること。